

産業競争力強化法の一部を改正する法律（案）

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（見直し）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 政府は、産業競争力強化法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行後三年以内に、事業活動に対する支援に係る組織及び制度について統合、廃止等の見直しを行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

事業活動に対する支援に係る組織及び制度を簡素化するため、当該組織及び制度の統合、廃止等の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。